

若桜町監発第47号
令和2年2月10日

若 桜 町 長 矢部 康樹 様
若桜町教育委員会教育長 新川 哲也 様
若 桜 町 議 会 長 川上 守 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 監査の実施日 令和2年2月6日（木）

2 実 施 場 所 若桜町公民館 会議室
若桜町立若桜学園 会議室ほか

3 監査の方法と範囲 教育委員会の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。

- 教育委員会事務局の事務処理状況等について
 - ア 大学等奨学資金の貸与、返済状況等について
 - イ 通学助成金の交付状況等について
 - ウ 現金管理について
 - エ 若桜情報館等の施設見学
- 若桜町立若桜学園の財務に関する事務処理状況について
 - ア 学校徴収金等の現金、通帳、通帳印の管理、保管方法について
 - イ 切手等の管理、保管方法について
 - ウ 備品の登録、管理及び備品台帳の整理について
- その他、所管に関すること

4 監査の着眼点 (1) 教育委員会事務局のア、イにおける事務処理及び現金管理は適正に行われているか。
(2) 若桜町立若桜学園の財務に関する事務処理状況は適正か。

5 監査の結果

(1) 教育委員会事務局について

若桜町大学等奨学資金について、大学又は専修学校の専門課程に就学する者である旨を確認できる書類等を毎年受理するなど、町としても奨学金の取りやめ等の事案を把握するよう努められたい。

(2) 若桜町立若桜学園について

学年ごとで、貯金通帳による管理を昨年度より導入し実施されている。昨年度の監査指摘事項も改善に向け努力され、取り扱いは概ね良好である。しかし、集金時期や方法などの事情があるとはいえ、現金を数日間保有しているケースも見受けられ、リスクがあります。支払い方法について業者との交渉や、窓口を一本化し、学校事務で管理できる方法はないか等検討され、今後は現金、通帳管理の取り扱いで更なる効率化に努められたい。

以上